

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

平成30年4月12日

新潟市長 篠田 昭

### 1 入札に付する事項

(1) 品名	平成30年度「(仮称)別冊市報にいがた情報ひろば」印刷業務（7月～3月印刷分）
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
(4) 入札日時・場所	平成30年5月11日 午後1時30分 新潟市役所本館2階 契約課入札室
(5) 履行期限・履行場所	平成31年3月31日まで 新潟市広報課ほか
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条の規定に該当する場合のほか、対象の入札参加資格者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがあります。
(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。

(11) 予定価格	公表しません。
(12) 最低制限価格	設けません。
(13) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

## 2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本店、本社若しくは支店又は営業所のある者で、本支店等が本市の入札参加資格者名簿（物品）に搭載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領での別表2の10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (5) 自社所有印刷設備（リースは含まず。）の処理能力、配置担当者、過去の実績（別紙1-1、1-2、1-3）及び印刷用紙申請書兼承認書（別紙2）を提出できるものであること。

## 3 入札の参加手続

- (1) 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号）を2部、及び2の（5）の書類を持参申請してください。印刷用紙申請書兼承認書（別紙2）は、提出前に発注課（仕様書「問い合わせ」）の承認を受け、一般競争入札参加申請書と同時に提出すること。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。
- (2) 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市役所本館2階  
電話 025-226-2213  
FAX 025-225-3500
- (3) 入札参加申請期限 平成30年4月25日
- (4) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前9時～午後5時  
(土・日・祝日を除く)

## 4 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、必ず質疑書を提出してください。提出は、入札参加資格要件を満たしている者に限ります。仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

- ① 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- ② 提出期限 平成30年4月19日 午後5時まで

- ③ 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係
- ④ その他 電話での受付は一切しません。  
FAX（025-225-3500）のみの受付となります。  
回答は、個別にFAXするほか4月24日に入札控室に掲示します。  
連絡用に返信用FAX番号を記入願います。  
質疑書には、正確な番号及び品名を記入願います。

## 5 入札時の注意事項

- ① 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ② 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- ③ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。  
なお、数量未確定につき単価（4頁あたり）入札としますので、入札書には単価（税抜き）の金額を記載してください。
- ④ 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- ⑤ 入札に参加される人は、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- ⑥ 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。

## 6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号 )

(FAX番号 )

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	平成30年4月12日
番号	新潟市公告第163号
品名	平成30年度「(仮称)別冊市報(こいがた 情報ひろば)印刷業務 (7月～3月印刷分)

別紙様式

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者 )

(FAX番号 )

1 番 号 新潟市公告第163号

2 品 名 平成30年度「(仮称) 別冊市報にいがた 情報ひろば」印刷業務  
(7月～3月印刷分)

質 疑 事 項

質 疑 事 項

## 「(仮称) 別冊市報にいがた 情報ひろば」

### 印刷設備一覧表

「(仮称) 別冊市報にいがた 情報ひろば」の印刷に係る当社の設備について、別紙のとおり一覧表を提出いたします。

なお、当社が受注した場合、当該一覧表に記載した当社の印刷設備により印刷・製本に係る作業を行い、納品期限までに納品することを誓約いたします。

平成 年 月 日

住所  
入札者 氏名 印

## 印刷設備一覧表

印刷設備を有する工場の所在地	
営業担当者が所属する事業所の所在地	

	機 械 名			規 格	性 能	台 数
	種 類	メーカ-	型 番			
組版・写植						
製版・印版						

(印刷機)

種 類	メーカ-	型 番	規 格	性能(1時間当たり)	台 数

その他(挟み込み機、紙折り機、ほか)

種 類	メーカ-	型 番	規 格	性能(1時間当たり)	台 数

注)仕様書に記した「(仮称)別冊市報にいがた 情報ひろば」の印刷に対応する設備  
のみを記入すること。

## 配 置 担 当 者 調 書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

担 当 者  
(電話番号

)

「(仮称) 別冊市報にいがた 情報ひろば」の製作を担当する、営業(原稿・校正紙等の受け渡し)、DTPオペレーター、社内校正の担当者は、次のとおりです。

## 記

氏 名		担当	営業・DTP・校正
所 属			
当該業務の経験 年数(通算)			
資格等			

氏 名		担当	営業・DTP・校正
所 属			
当該業務の経験 年数(通算)			
資格等			

氏 名		担当	営業・DTP・校正
所 属			
当該業務の経験 年数(通算)			
資格等			



商号又は名称 \_\_\_\_\_

氏 名		担当	営業 ・ D T P ・ 校正
所 属			
当該業務の経験 年数 (通算)			
資格等			

氏 名		担当	営業 ・ D T P ・ 校正
所 属			
当該業務の経験 年数 (通算)			
資格等			

氏 名		担当	営業 ・ D T P ・ 校正
所 属			
当該業務の経験 年数 (通算)			
資格等			

氏 名		担当	営業 ・ D T P ・ 校正
所 属			
当該業務の経験 年数 (通算)			
資格等			

氏 名		担当	営業 ・ D T P ・ 校正
所 属			
当該業務の経験 年数 (通算)			
資格等			

## 実 績 調 書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

所 在 地  
 商号又は名称  
 代表者氏名  
 担 当 者  
 (電話番号

印

)

入札参加資格要件を満たすことを証明する実績は、下記のとおりです。

## 記

1	印刷物の名称	
	発注機関名	
	契約金額	千円 (平成 年 月 号～ 年 月 号分)
	発行頻度	毎週____回、毎月____回、その他( )
	発行部数	1回あたり____部
	連続して印刷を請け負った期間(複数の契約期間にわたる場合は合算)	
2	印刷物の名称	
	発注機関名	
	契約金額	千円 (平成 年 月 号～ 年 月 号分)
	発行頻度	毎週____回、毎月____回、その他( )
	発行部数	1回あたり約____部
	連続して印刷を請け負った期間(複数の契約期間にわたる場合は合算)	

## 注意事項

- 1 公告日以前に納品した同種または類似の定期刊行物について、代表的なものを納品年月日の新しい順に1件以上2件まで記入してください。
- 2 契約書の写しを添付してください。
- 3 現物がある場合は添付してください。

## 印刷用紙申請書兼承認書

案件番号

調達物品名 平成30年度 「(仮称)別冊市報にいがた 情報ひろば」印刷業務(7月～3月印刷分)

( / 枚)

No.	品名(紙)	メーカー名	重量	古紙パルプ 配合率	白色度	塗工量	グリーン購入法 による総合評価点	備考
1			版・ kg	%	%	g	点	
2			版・ kg	%	%	g	点	
3			版・ kg	%	%	g	点	
4			版・ kg	%	%	g	点	
5			版・ kg	%	%	g	点	

※申請の際は、サンプルとして印刷用紙(原則として両面印刷されたもの)を提出してください。

上記のとおり印刷用紙の認定を申請いたします。

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

上記の申請品を印刷用紙として承認いたします。

平成 年 月 日

新潟市地域・魅力創造部広報課長

印

## 平成 30 年度「(仮称) 別冊市報にいがた 情報ひろば」印刷業務仕様書

- 1 件 名 平成 30 年度「(仮称) 別冊市報にいがた 情報ひろば」印刷業務  
(7月～3月印刷分)
- 2 契約期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで (18 回発行)  
(平成 30 年 7 月 1 日発行分から平成 31 年 3 月 17 日発行分まで)
- 3 業務の概要  
「(仮称) 別冊市報にいがた 情報ひろば」の発行日は、毎月第 1 週及び第 3 週の日曜日とする。  
業務の概要は以下のとおり。
  - ・印刷業務 (デザイン・レイアウト作業, ホームページ用データ作成含む)
- 4 納入品
  - ・「(仮称) 別冊市報にいがた 情報ひろば」の印刷
  - ・HTML 版および PDF 版のホームページ用データ
- 5 発行回数とページ数・刷り色の組み合わせ
  - ・全 4 頁 2 色刷り 18 回
- 6 単 位  
4 頁あたりの単価とし、部数は毎回約 270,000 部  
※ 発行部数は毎回変更する。発行日の 6 日前までに市から実数を報告する
- 7 納 品 日 【別表 1】「平成 30 年度 (仮称) 別冊市報にいがた 情報ひろば納品予定表」  
(以下「納品予定表」という。) のとおり
- 8 規 格
  - (1) 紙質 上質紙 D57kg (A35kg) のもの。事前に印刷用紙申請書兼承認書を提出し、市の承認を受けた用紙を使用する。総合評価値 80 点以上を満たしたグリーン購入法適合の再生紙を使用すること。
  - (2) 寸法等 タブロイド判 4 頁 (縦 408 mm×横 544 mm の用紙二つ折り)
  - (3) レイアウト 適宜
  - (4) 使用フォント (いずれも基準)
    - 見出し…A-OTF UD 新ゴ Pr6N B
    - 本文…A-OTF UD 新ゴ Pr6N L
    - 表の文字…本文 A-OTF UD 新ゴ Pr6N L
  - (5) ホームページ用のデータ
    - ・PDF 版 1 ページごと及び全ページ分の PDF データ
    - ・HTML 版 1 ページごと及びインデックスページの HTML データなお、HTML 版は、市が提供するひな形を使用し、別途指示する表記ルー

ルに基づき作成すること。ディレクトリ構成及びファイル名の命名ルールについても市から別途指示する。

## 9 作業工程

【別表2】「平成30年度（仮称）別冊市報にいがた情報ひろば作業工程表」（以下「工程表」という。）に従う。ただし、市の都合で変更することがある。

## 10 出稿

(1) 原稿は、原則として次の形で渡す。

- ① 本文(テキストデータまたは出力紙。印刷物または複写紙のみでデータがない場合もある)
- ② 表、グラフ(エクセルデータまたは出力紙。印刷物または複写紙のみでデータがない場合もある)
- ③ 地図(画像データまたは出力紙、印刷物、手書き)
- ④ 写真(画像データまたは出力紙、ポジフィルム、現像し紙焼きしたもの)
- ⑤ イラスト、ポスターなど(画像データまたは出力紙、印刷物、手書き)
- ⑥ その他

(2) 原稿は、USBメモリ、CD-R(W)、出力紙などで直接手渡す。ただし、市が希望する場合、Eメール、ファックスで送付する場合もある。

(3) 電子データのない原稿については、渡した紙原稿等を基に、請負者がデータを作成すること。

(4) 渡した画像データの修正、加工を求めたときには、対応すること。

(5) タイトル文字、イラスト、地図、グラフ、写真等の図画については、請負者からの提供を求めることがあるので応じること。その際、請負者が本業務のために作成した図画は知的財産権のないものを使用して、市に帰属するものとする。また、既存の図画を使用する際には、他の刊行物からの無断転載等著作権の侵害となるような行為をしないこと。転載等を伴う場合には、著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適正な手続きを取ること。

(6) 地紋・飾り罫の指示

見本帳により指示するのでこれを請負者が用意すること。見本帳以外の地紋・飾り罫を指示することもあるので、対応すること。

(7) レイアウトの指示

- ① 各号ページごとに、割り付け用紙等により指示する。
- ② 行・文字数単位の指示をしない場合には、当該ページの中で収まりよくレイアウトすること。
- ③ 定形の割り付けの部分は、当該契約の最初の号で指示し、以降はその都度指示しない。
- ④ 割り付けに用いる「市報にいがた」専用割り付け用紙を、請負者が用意すること。

(8) 原稿の一部を、別表2「工程表」の日程によらず、前後して渡す場合がある。

(9) 出稿時に渡したUSBメモリ等の媒体や写真・図面などは、翌日返却すること。

## 11 校正

(1) 校正用のゲラは、市広報課に1部持参すること。

(2) 校正戻しは、ゲラに赤字修正をしたものを直接渡す。

(3) 請負者の入力誤りがない場合でも、市が校正時に訂正する場合がある。

(4) 本文・写真・イラスト・地図・地紋等の差し替え、紙面の割り変えを行うことがある。

(5) 校正は、原則として午後5時30時までとし、完全校了まで回数の制限を設けず実施す

る。ただし、市が責任校了の指示をした場合は、この限りではない。

- (6) 請負者による内部校正を実施すること。校正は、入力誤りを訂正するだけでなく、請負者の誤りでない場合でも、誤字・脱字、日時・曜日などで明らかに不適切な個所があった場合は指摘すること。
- (7) 校了後の訂正等についても、速やかに対応すること。
- (8) 校了日翌日に、見本紙として20部を市広報課へ納品すること。なお、見本紙製造に要する必要経費は、請負者の負担とする。

## 1.2 印刷

- (1) 刷り始めから終わりまで、すべて紙面に汚れ、印刷ムラや版ずれが無く、鮮明に印刷すること。
- (2) 印刷時などに発生する紙粉などは確実に取り除くこと。
- (3) 市からの印刷の差し止め、紙面変更等の緊急要請があった場合には速やかに対応すること。その場合、請負者の入力誤り等、請負者の責による場合は請負者の責任で行う。請負者の責によらない場合は市と請負者の協議のうえ決定する。

## 1.3 納品

- (1) 納品は、市が別に指定する部数を次の区分に分け、ア～オそれぞれ引渡すこと。ただし、祝日、年末年始、新聞休刊日等により変更がある場合は市の指示に従うこと。
  - ア 個別配送業者分《六つ折》 (原則発行日3日前の午前10時まで)
  - イ 市広報課分 (原則発行日3日前の午前10時まで)
  - ウ 各区役所、出張所他 <19か所> (原則発行日3日前の午後3時まで)
  - エ 新聞折込業者分 <2か所> (原則発行日2日前の午前10時まで)
  - オ 新潟駅、白山駅他 <3か所> (原則発行日当日の午前10時まで)
- (2) 納品場所および納品部数については変更する場合があります、その場合は別途指示する。
- (3) ホームページ用のデータ(HTML版及びPDF版)を毎号作成し、原則発行日の3日前の正午までに市の指定する場所に納品すること。
- (4) 校了後のテキストデータを原則発行日の4日前(午後1時)までに新潟県視覚障害者福祉協会および市の指定する場所に納品すること。

## 1.4 その他

- (1) 原則として下請けは禁止とする。
- (2) 提供した情報については、部外に漏れないように厳重に管理すること。
- (3) 原稿をデータで渡す際、指定のソフトがある場合は、そのソフトウェアを市担当者数分無償貸与すること。
- (4) 当該契約期間を通じて「(仮称)別冊市報にいがた情報ひろば」製作に係る業務に携わることのできる、印刷技術に精通した営業担当者及びオペレーターを、別表2「工程表」に沿って円滑に業務を進めるに十分な人数を配置すること。
- (5) 市役所執務室での打ち合わせ等の要請があった場合、担当者は当該要請に応じること。
- (6) 紙面のレイアウト、色彩設計等について、請負者にアドバイスを求めたときには、誠実に対応すること。
- (7) 市の求めに応じ、請負者における製作及び印刷作業に係る体制・現場等を確認できるようにすること。

- (8) ホームページ用データは、納品後であっても市から修正の指示があった場合は速やかに対応すること。
- (9) その他、疑義のある事項については必ず市に確認し、その指示に従うこと。
- (10) 契約終了後、この契約に関しての業務評価を行う。
- (11) 納品の際に納品書等を添付すること。
- (12) この仕様書に疑義が生じた場合は、市の解釈に従うこと。

問い合わせ 新潟市広報課 広報係 池田宛て  
FAX 025-223-5588  
Eメール koho@city.niigata.lg.jp

【別表1】平成30年度「(仮称)別冊市報にいがた情報ひろば」納品予定表

※納品日は変更する場合もある。

NO	号	発行日	頁数	【情報ひろば】 校了日  午後4時迄	納品先・日時				
					(ア) 個別配送用 (封入業者へ納品)	(イ) 市広報課	(ウ) 区役所・出張所 等<19か所>	(エ) 新聞折込業者	(オ) 新潟・白山駅、 万代シティ他
					発行日の3日前 10時迄に納品	発行日の3日前 10時迄に納品	発行日の3日前 15時迄に納品	発行日の2日前 10時迄に納品	発行日の 10時迄に納品
1	2674	7月1日号	4	6月22日(金)	6月28日(木)			6月29日(金)	7月1日(日)
2	2675	7月15日号	4	7月6日(金)	7月12日(木)			7月13日(金)	7月15日(日)
3	2676	8月5日号	4	7月27日(金)	8月2日(木)			8月3日(金)	8月5日(日)
4	2677	8月19日号	4	8月6日(月)	8月10日(金)	8月16日(木)		8月17日(金)	8月19日(日)
5	2678	9月2日号	4	8月24日(金)	8月30日(木)			8月31日(金)	9月2日(日)
6	2679	9月16日号	4	9月7日(金)	9月13日(木)			9月14日(金)	9月16日(日)
7	2680	10月7日号	4	9月28日(金)	10月4日(木)			10月5日(金)	10月7日(日)
8	2681	10月21日号	4	10月12日(金)	10月18日(木)			10月19日(金)	10月21日(日)
9	2682	11月4日号	4	10月25日(木)	10月31日(水)			11月1日(木)	11月4日(日)
10	2683	11月18日号	4	11月9日(金)	11月15日(木)			11月16日(金)	11月18日(日)
11	2684	12月2日号	4	11月22日(木)	11月29日(木)			11月30日(金)	12月2日(日)
12	2685	12月16日号	4	12月7日(金)	12月13日(木)			12月14日(金)	12月16日(日)
13	2686	1月6日号	4	12月18日(火)	12月27日(木)	12月24日(月)		12月25日(火)	1月6日(日)
14	2687	1月20日号	4	1月11日(金)	1月17日(木)			1月18日(金)	1月20日(日)
15	2688	2月3日号	4	1月25日(金)	1月31日(木)			2月1日(金)	2月3日(日)
16	2689	2月17日号	4	2月8日(金)	2月14日(木)			2月15日(金)	2月17日(日)
17	2690	3月3日号	4	2月22日(金)	2月28日(木)			3月1日(金)	3月3日(日)
18	2691	3月17日号	4	3月8日(金)	3月14日(木)			3月15日(金)	3月17日(日)



【別表2】平成30年度「(仮称)別冊市報にいがた 情報ひろば」作業工程表

日数	作業	内容	受け渡し時間・場所・方法
16	金	出稿	出稿 午後5時30分までに渡す
13	月	広報課内部校正	校正 午前8時30分までにPDFファイルをEメールに添付し広報課あて送付するとともに、午前9時30分までに校正紙を届けること
			校閲、追加分出稿 午後5時30分までに戻す
12	火	初校 (担当課含む)	校正、校閲、追加分出稿 午前8時30分までにPDFファイルをEメールに添付し広報課あて送付するとともに、午前9時30分までに校正紙を届けること
			午後5時30分までに戻す
11	水	再校 (担当課含む)	校正、校閲、追加分出稿 午前8時30分までにPDFファイルをEメールに添付し広報課あて送付するとともに、午前9時30分までに校正紙を届けること
			午後5時30分までに戻す
10	木	3校以降	校正、校閲、追加分出稿 午前8時30分までにPDFファイルをEメールに添付し広報課あて送付するとともに、午前9時30分までに校正紙を届けること 3校以降は校正紙を随時戻すので、修正後速やかに、PDFファイルをEメールで広報課あて送付するとともに、必要により校正紙を広報課に届けること ※校正紙はファックスで送付する場合あり
		4校以降	
9	金	(校了日)	校正は原則として午後4時までに終了する
6	月	印刷	印刷開始。 見本紙として20部を広報課に届けること。
3	木	納品	納品時間、場所、部数は、【別表1】を参照のこと
0	日	発行日	※新聞折込日

日数は、発行日からの逆算した日数です。(年末年始や祝日を挟む場合、日数は変更します。)  
 広報課からの出稿・校正戻し時間は、表記した時刻を過ぎることがあります。  
 広報課に校正紙を届ける時間は厳守願います。